

経済建設常任委員長報告



経済建設常任委員長

高宮 正行

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第19号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」

委員より「料金値上げに関して、検討委員会などは開いたのか。どのようなにして値上げを決定したのか。また、占有率の車の大きさから見れば、旧料金のほ

うが妥当だと思うが、上げるなら全体的に上げたがよいのではないか。」という質疑があり、観光課長より「前の料金改定は、平成23年と25年に行われており、今回も、検討委員会の組織立てはやっておりません。山上の関係職員、観光課、その他関係するところでの協議により料金の改定で上程をしました。昨今はインバウンド関係でマイクロ等の利用が非常に多く、当然整備も含めた中で議論をしております。」という答弁がありました。

また別の委員より「マイクロバス、中型バス、ある程度乗車人数がいることから、これぐらいの値上げはいいのではないか。」という意見がありました。このような審議の後、討論がおこなわれ、委員より「条例の内容で、調査が不足していると思うことが一つ、阿蘇山の特別会計が今回の赤字は閉鎖により生じた赤字であり、料金が安いから赤字になっている内容ではない。もう一つは、阿蘇山の通行料をユースホステル、東阿蘇観光にしても、別のところに使っており、本来、道路維持など安全管理に使うための積立金ができない状況である。値上げよりも、そういったところも見直しながら、もう一度検討し直すべきだと思う。」との反対討論がありました。また別の委員より「阿蘇山は自然災害で爆発によ

り規制がおこなわれ、道路の破損部分などの修復に経費がかかることから、そういった経費を捻出する。自助努力の面からもやむを得ないと思う。」との賛成討論がありました。このため、挙手による採決を行った結果、賛成、反対と同数であったため、委員長が本案に対し採決を行い、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号「阿蘇市温泉センター条例の一部改正について」

委員より「住民、利用者の方から、回数券を15枚から20枚に増やしてほしい、アゼリアや阿蘇の司のように年間パス券を導入してほしいとの意見もあり、市内と市外の区分と収支がはっきりしたあと、もう一度検討をしても



阿蘇市温泉センター「夢の湯」

らいたいと思うが。」という意見があり、まちづくり課長から「阿蘇管内、熊本市内の類似の温泉センターの比較を行い、回数券については今回改正案で15枚に設定しました。類似施設では、11枚、多くて13枚というところがあり、20枚については利用状況を踏まえ、その都度利用料金の改定も含め検討していきたいと思えます。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第39号 「平成28年度阿蘇市一般会計予算について」

建設課所管分

委員より「道路維持管理に関する予算と土木債について、維持管理に市債を組めないのか、目的に応じて市債は組むことができるのか。」という質疑があり、建設課長より「維持管理費は起債の対象となりません。ただし、防災安全施設ということ、社会資本整備交付金の対象となる工事について起債の対象になります。」という答弁がありました。

また別の委員より「水力発電施設周辺整備は電源三法交付金だと思いが、もつと要求して予算が取れないのか。」という質疑があり、建設課長より「電源三法交付金は時限立法であり、要望どおり

交付金が支払われるわけではなく、枠が決まっており阿蘇市は年間440万円と決まっておりますので、予算の範囲内で執行しています。」という答弁がありました。

別の委員より「黒川河川工事が行われている内牧地区について、護岸は大体できています。黒川河川の水位が上がると逆流により、温泉病院の裏、親和苑あたりの河川の水がはけなくなる。何か改修工事の計画はあるのか。」という質疑があり、建設課長より「宝泉川については、黒川河道改修によりバックウォーターの改善がされると県から話があつており、今後状況を見ながら検討をしたいと思えます。」という答弁がありました。

住環境課所管分

委員より「浄化槽関係の補助金は、上限幾

らなのか、また、寄附金のふるさと納税の入金はどうなっているのか。草原再生事業補助金に100万円とあるが、1箇所に100万円の補助を出すのか、農政課の草原再生採草

促進事業との違いは何か。」という質疑があり、住環境課長より「合併浄化槽の補助は、交付要綱に従い面積の規模により5人槽、33万2,000円、7人槽、41万4,000円、

10人槽、54万8,000円となっています。また、阿蘇市にはふるさと納税の受け入れ枠がありませので、寄付される方に「阿蘇市ASO環境共生基金」の目的に賛同を得まして、寄附をふるさと納税と同じ制度の適用としまして、受け入れております。」阿蘇市ASO共生環境基金」として、阿蘇の自然環境の保全、整備、後世に自然を引き継ぐことを目的として、それに特化した事業に使用しています。基金自体は、今まで5,000万円以上となつており、事業に活用した額を差し引き現在、3,500万円程度の残となつております。」という説明があり、また、都市環境係長より「草原再生の100万円の補助金は、平成25年に西湯浦地区で、手入れがされていない原野の野焼きを再開する計画があ

り、平成26年度からこの補助を活用して野焼きを実施しています。1カ所当たり2分の1の50万円を上限で補助をしており、ほかに候補が出てきた場合に対応するために、2箇所分の100万円計上しております。」という答弁がありました。

委員より「環境共生ばかりじゃなく、ふるさと納税の取り扱いについて関係機関と検討していただきたい。」という意見がありました。

農業委員会所管分

委員より「農業委員は公選制がなくなつた場合、定数はどうなるのか、また、農業者年金の加入促進活動費では農協との連携はどのようにしているのか、27年度の実績はどうなっているのか。」という質疑があり、農業委員会事務局長より「委員会法が今年の4



道の駅「阿蘇」

り、平成26年度からこの補助を活用して野焼きを実施しています。1カ所当たり2分の1の50万円を上限で補助をしており、ほかに候補が出てきた場合に対応するために、2箇所分の100万円計上しております。」という答弁がありました。

委員より「環境共生ばかりじゃなく、ふるさと納税の取り扱いについて関係機関と検討していただきたい。」という意見がありました。

委員より「農業委員は公選制がなくなつた場合、定数はどうなるのか、また、農業者年金の加入促進活動費では農協との連携はどのようにしているのか、27年度の実績はどうなっているのか。」という質疑があり、農業委員会事務局長より「委員会法が今年の4



運休中の仙酔峡ロープウェイ

月1日から改正され、光開発に関する内容で、農業委員の改選が来年7月19日となりますが、現在37名が19名になります。

観光課所管分

委員より「東阿蘇観

観光課長より「合併前の一の宮町のときの債

務であり、37年までの債務の償還です。平成22年の償還について、当時の経済常任委員会、全協で説明をしていると聞いています。阿蘇市だけがなぜ第三セクターの補償をしなればいけないのかについては、顧問弁護士と相談の中で、第三セクターであるので、当然、債務保証をするときにほかの出資者に求めるのが当然ですが、そのときは大和索道が補償という形で入っておりますが、大和索道そのものが、登記簿はありますが、会社としての機能も有しておらず、債務能力がなく、市が必然的に債務をせざるを得ない状況になったと聞いております。

「結局、原因は契約時に大和索道がどういった会社なのか調査がきちんとできなかったところにあるということですか。」という質疑があり、**経済部長**より「一の宮町時代から動いており、もともと九州産交が行っていた中で、運輸省からの指摘で索道の張り替えが必要になったと聞いており、借り入れする中で、一の宮町、九州産交と大和索道の3社での第三セクターであり、九州産交は再生団体といえますか、保証人になれなかった部分で、大和索道が借りたようになり、連帯保証の形で町が入ったという形です。大和索道そのものに支払い能力がなかったために、市が払うことになったものです。」という答弁がありました。

別の委員より「然の事業については、費用対効果の見方について、見解の相違もあるが、然あたりは企業、人づくりは大事だろうと思っている。しかし、然の金の使い方が。阿蘇の観光の誘致は、人と食べ物を目当てにも来ます。しかし、阿蘇の観光振興については、旅行会社の添乗員、外国の添乗員にも聞きませんが、阿蘇の良さは、阿蘇という名前と自然景観だということもある。然のあたりも観光振興のためにも、自然とか景観整備あたりの予算にも使った。」「という意見がありました。

別の委員より「道の駅阿蘇利用検討委員会があり、年2回行われているがどのような内容なのか。どのように生かされているか、委員は何人でどのような人がなっているのか。」という質疑があり、**まちづくり課長補佐**より「道の駅阿蘇のエリアの検討を行い、道の駅阿蘇から周辺地域まで波及効果を及ぼすような取り組みを検討しております。委員は、18名です。」という答弁がありました。

農政課所管分

委員より「多面的機能の補助金について土地改良とどう違うのか。」「という資金の流れになつていないか。」という質疑があり、**農政課長**より「多面的機能については、各活動組織に交付されますが、それぞれの活動組織では、会計管理が不十分であ

り、統一した事業展開を行うためにも、農地については、各土地改良区が事務局となり、又草原については、野焼きボランティアをはじめとする各種事業を行っているグリーンストックに事務局を依頼しているグリーンストックに事務局をお願いしています。」という答弁がありました。

別の委員より「草原は、民間団体であるが法人で草原再生など、野焼きに詳しいし会計的にも強いから、そこを選んでいるということなのか。」という質疑があり、農政課長より「草原の維持保全については、ボランティア活動が重要視され、安全面の確保、支援が必要となっています。また、一方では、草原募金など資金の確保が厳しいことから、この交付金を受けることになった経緯があります。阿蘇市の草原はボランティアなしには野焼きはできない状況の中で、

各種活動を行っているグリーンストックが事務局になることは、最善の方法だと思えます。」という答弁がありました。

また別の委員より「幹線道路の成川の橋の架け替えについては。」という質疑があり、農政課長より「広域農道について当初の計画では、平成28年度を最終年度とし、1期と2期に分け計画していましたが、災害等もあり31年3月までが最終年度となっております。計画期間での事業実施では10%の負担ですが、後で行う場合市単独での高額な費用になりますので、できる限り期間の中でやりたいと思っています。」という答弁がありました。また別の委員より「家畜導入の補助金について、TPP絡みとかあるが農政課は牛に対してどういう将来的な展望を持って

いるのか。」という質疑があり、農政課長より「畜産については、今、子牛価格の高騰で非常に良いと言われていますが、最終的には高齢化が進んでまいりません。高いから今増やすことも、また単価が下がるかもしれない、非常に不安定な部分があります。畜産が維持されることによって草原が守られるということに常に思っています。できれば畜産農家の減少を防ぐための後継者の育成や規模拡大のた

めの各種補助事業の導入支援ができればと思います。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第40号「平成28年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」

審議を経た後、討論が行われ、委員より「条例改正で反対をしていることから、関連でこれについても整合性を持つため反対します。」との反対討論がありました。このため、挙手による採決を行った結果、賛成多数により本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第41号「平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」

委員より「公債費が2億9,000万円、市債が1億9,000万円、差額が1億円くらいとなっている、健全かなと思うが、下水道事業で資産はないのか、どういう扱いになっているのか。また、資産台帳などはあるのか。」という質疑があり、住環境課長より「阿蘇市の下水道事業は、企業会計の制度を利用してはなく、特別会計でおこなっております。資産の部分は、企業会計に移行すれば当然必要となります。総務省あたりでは企業会計への移行を薦めているところですが、阿蘇市は、今のところ移行をしていない状況です。資産台帳はありま



野焼き風景

す。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第49号「平成28年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」

委員より「土地改良事業について、受益者の工事費の負担は何%なのか、農家の方々の減歩はどれだけなのか。」という質疑があり、**農政課長**より「災害関連の補助事業であり、補助率は国が55%、県が30%で地元負担が15%ということで、市が10%、個人は5%になります。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

議案第50号「平成28年度阿蘇市水道事業会計予算について」

委員より「減価償却と積み立金について、単年度で減価償却が水道事業と簡易水道合

000万円位しかない。減価償却の累計になると30億円位あるの

金あるいは減債積立金等で補填をするところ

てております。建設改良積立金は累計で6,000万円になってお

議案第56号「団体営土地改良事業の施行について」

委員より「かさ上げするにあたっての影響はないのか。」という質疑があり、**農政課長**より「水の部分は足りなくならないよう農家と十分に協議を行っており、みあつた高さにかさ上げをするということで調整をされています。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託された案件についての報告です。



画を立てているのか。」という質疑があり、**水道課長**、**管理係**より「収入に対し支出が不足する額については、損益勘定留保資

残ります。残り4,500万円から5,000万円を減債積立金に積み立てており、減債積立

は起債の償還に2年に1回程度は積み立てて

は取り崩して償還に充

てております。建設改良積立金に積み立ててお

り、その内訳は約500万円を建設改良積立

積み立てをおこなって

ます。残り4,500万円から5,000万円を減債積立金に積み

た

きな更新事業などのた

め

に建設改良積立金の

積み立てをおこなって

おります。」という答

弁がありました。

委員より「財産区の水

道加入者が上水道に

変わる場合、加入金が

1件当たり4万5,000円必要なのか。」

という質疑があり、**水道課長**より「加入金は

13mmで、1件4万8,000円ほど必要とな

ります。例として古城

財産区では、財産区が

肩代わりし水道局に納

めております。」とい

う答弁がありました。

以上のような審議の

結果、本案は原案のと

おり可決すべきものと

決定いたしました。

決定いたしました。